

山県市におけるいじめの防止等のための基本的な方針

I いじめの防止等のための対策の基本的な認識

1 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としていじめの防止等に努めなければならない。

そのために、児童生徒に関わる全ての大人が、「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という意識をもち、「いじめをしない！させない！許さない！」という強い願いのもと、それぞれの役割と責任を自覚し、協力していじめの防止等に当たらなければならない。「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである」ことを認識した上で、学校においては、児童生徒が安心できる望ましい人間関係を築くとともに、自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を向上させることが必要である。

家庭においては、児童生徒がいじめをすることのないよう、温かな認め励ましと厳しさのある家庭教育の充実により、規範意識や思いやりの心を育むことが大切である。また、地域社会においては、学校や保護者との連携の下、地域ぐるみで児童生徒を守り育てる体制をつくり、児童生徒を健全に育成することが重要である。

山県市においては、地域住民、家庭その他の関係者が十分な連携を図ることができるような体制を整備するとともに、当該児童生徒やその所属する学校に対して効果的な支援を行えるような施策を実現し、積極的に関係機関に対して指導・助言を行うことを通して、いじめの問題の未然防止や早期解決を目指す。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条 ※以下「法」という）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。いじめられていても、本人はそれを否定したり、大人には相談できなかつたりする場合が多々あることを理解するとともに、いじめを受けた児童生徒の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認する必要がある。加えて、いじめに当たると判断した場合も、いじめた児童生徒の事実関係を明らかにした上で、自分の行為を振り返らせ、何がいけなかったかを気付かせながら、いじめた児童生徒の心に寄り添うことも必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「校内いじめ・防止対策委員会」を活用して行う。

〈一定の人的関係〉とは・・・

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係のある者を指す。

〈心理的又は物理的な影響を与える行為〉とは・・・

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理

的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3 いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、仲間はずれや無視、陰口等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

また、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめをしない！させない！許さない！」という雰囲気が生まれるようにすることが必要である。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象とした「いじめの未然防止」が重要である。全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、望ましい人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、人間尊重の気風みなぎる学校づくりを推進する。その際、全ての児童生徒に「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促し、社会性や規範意識、思いやりの心とともに自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育むことが大切である。自分の居場所や仲間との絆を実感できるよう一人一人に活躍の場をつくり、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重するなど、望ましい人間関係を育む能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。全ての児童生徒が安心でき、自己肯定感、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このためには、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。

また、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

(3) いじめの早期対応

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事実を慎重に確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じた関係機関との連携も必要である。このため、教職員は普段から、いじめを把握した場合の早期対応の在り方について理解を深めておくとともに、組織的に対応できるような体制整備が必要である。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。「山県市いじめ問題対策連絡協議会」や「山県市生徒指導連携強化委員会」等により、山県市全体におけるいじめの未然防止についての連携を図ったりするなど、いじめの問題について地域ぐるみでの取組を推進することが必要である。

また、インターネットなどを通じて行われるいじめは複雑化・多様化しており、保護者や警察など関係機関との連携が重要である。より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにし、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会等においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、子ども相談センター、医療機関、法務局等の人権擁護機関、市の関係部局等）との適切な連携が必要であり、平素から、協力体制を構築しておくことが必要である。

Ⅱ いじめの防止等のために山県市が実施する施策

1 基本的な方針の策定

本基本方針は、市内の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、早期対応が、体系的かつ計画的に行われるように、日常的な取組の検証や見直し、啓発活動や教育的な取組を具体的に定めている。

本基本方針が、地域の実情に即して適切に機能しているかを、「山県市いじめ問題対策連絡協議会」や「山県市いじめ問題対策委員会」において計画・実行・評価・改善について点検し、必要に応じて見直しを行う。

2 組織等の設置

(1) 「山県市いじめ問題対策連絡協議会」

山県市は、法第14条第1項の趣旨を踏まえ、「山県市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、市の基本方針の策定や見直し、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る。

この組織の構成員は、山県市の教育委員会教育長、教育委員の代表、小中校長会長、学校教育課長、福祉課長、山県警察署生活安全課長、人権擁護委員、山県市PTA連合会長等、市長及び教育委員会が適当であると認める者である。

(2) 「山県市いじめ問題対策委員会」

山県市は、法第28条第1項に基づき、学校における重大事態に係る事実関係を明確にするための調査やいじめの防止等のための調査研究等を行う附属機関として、「山県市いじめ問題対策委員会」を設置する。

この組織の構成員は、弁護士や医師、学識経験者、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者等、市長及び教育委員会が認める者とし、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）となるよう公平性・中立性を確保する。

3 いじめの防止等に向けた具体的な施策

(1) 山口市における関係機関等と連携した体制の整備

- いじめの防止等に関わる様々な関係機関、家庭や地域社会との連携を強化する。
 - ・ 「山口市いじめ問題対策連絡協議会」等における協議や情報交換等を通じて、いじめの防止等の取組が関係者の密接な連携の下で行われるよう努める。
 - ・ 「生徒指導連携強化委員会」を定期的に開催し、いじめ等の生徒指導上の課題について、学校、PTA、青少年市民育成市民会議、警察等の関係機関等の共通理解を図る。

(2) いじめの未然防止

- 豊かな心や望ましい人間関係を築く力、人権感覚の向上を図るため、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動、人権教育を推進する。
- 「いじめは、人間として許されない」という意識を徹底するため、人権尊重の意識の高揚を図る普及・啓発活動、研修等を充実する。
 - ・ 「人権教育基本方針」を踏まえ、いじめ、インターネット等による人権侵害等の今日的な人権課題を含めて、人権に関する理解を深めるための教職員研修の充実を図る。
 - ・ 市民一人一人が互いを認め合い、他の人権を尊重し、よりよく生き合う力を育むことができるよう、様々な機会を通して人権教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進する。
- インターネットの安全・安心利用に関する取組を推進する。
 - ・ 子供を有害情報やトラブルから守り、インターネットの適切な利用に関する意識を高めるため、関係機関、団体、事業者と連携して、施策の推進に取り組む。

(3) いじめの早期発見・早期対応

- 各学校におけるいじめの認知件数や対応状況等について点検を行い、いじめの早期発見等の取組の充実を推進する。
 - ・ 市立小中学校を対象として、いじめの認知件数や対応状況等について、年3回の調査を実施し、アンケート調査や個別の面談等を通じた日常的なきめ細かな実態把握、早期の適切な対応等を促す。
- いじめなどの児童生徒の悩みに関する相談・支援体制の充実を図る。
 - ・ 学校外の相談窓口（山口市教育センター、「子供SOS24」、少年サポートセンターの「ヤングテレホンコーナー」、エール岐阜、岐阜県総合教育センターの相談窓口等）について、児童生徒に周知徹底を図るとともに、電話や面接相談を通じて、問題の解決に努める。
 - ・ 適応指導教室「コスモス」において、いじめ等により不登校となった児童等に対するきめ細かな支援を行う。
- スクールカウンセラーや相談員等の配置により、学校における教育相談の充実を図る。
- 個別のいじめ事案について、その態様や対応状況等を踏まえつつ、必要に応じて、学校に対して、解決に向けた具体的な指導・助言を行う。
 - ・ 市教育委員会生徒指導担当が中心となり、学校におけるいじめ等の生徒指導上の諸問題について情報収集に当たるとともに、必要に応じて、いじめの解決に向けた具体的な指導・助言や関係機関との連携に係る調整等を行う。

(4) 教職員の資質向上

- 生徒指導や教育相談に関する研修の充実により、教職員の資質能力の向上を図る。

Ⅲ いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校では、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）、岐阜県の基本方針、山根市の基本方針を参考にして、自らの学校のいじめの防止等の取組を行う基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。具体的な内容としては以下のようなものが挙げられる。

- ① いじめの問題に対する基本的な考え方
- ② いじめ防止のための取り組み
 - ・いじめの未然防止
 - ・いじめの早期発見
 - ・いじめ事案への対処
 - ・いじめ防止等の対策のための組織
 - ・いじめの防止等のための年間計画
 - ・いじめの防止等のための取組に係る学校評価の評価項目
- ③ 重大事態への対処
- ④ 資料の保管

※ 学校が策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的な対応を行うための、中核となる常設の組織「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。また、可能な限り、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、医師、警察官経験者等外部専門家が参加しながら対応することにより、より実効的にいじめの問題の解決を図る。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校及び市教育委員会は連携していじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(1) いじめの未然防止

○魅力ある学級・学校づくり

- ・「分からない」を大切に授業づくりを推進する。
- ・よさを認め合う学級経営・学校経営を推進し、児童生徒による自治的活動等を拡充する。

○生命や人権を大切にす指導（豊かな心の育成）

- ・心に響く豊かな体験活動・道徳教育～地域ぐるみで「ふるさと学習」を推進する。
- ・人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。

○全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・児童生徒に自己決定の場を与え、仲間との協働の良さを適切に評価する。
- ・一人ひとりの良さを積極的に様々な場面で価値づけ、共感的な人間関係を育成する。
- ・「学習規律」の徹底のため9年間継続した指導を行い、安定した学習環境を構築する。

○インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・児童会や生徒会、保護者や地域の方も交え、情報モラル等の研修をくり返し行う。
- ・児童会・生徒会、PTA組織や地域との連携により、自主的な規制を設ける。

(2) いじめの早期発見

○アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・チェックシートや定期的なアンケート・県いじめ調査を実施する
- ・スクールカウンセラーや相談員の協力体制を整備する。

○教育相談の充実

- ・受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、日頃から生徒理解に努める。
- ・問題発生時においては、早期に対応できるよう迅速に事実把握を行う。
- ・学校内外の関係者による組織的な対応に努め、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) いじめへの対処

○速やかな情報共有・事実確認

- ・学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やか管理職等に情報を報告し、関係職員で情報を共有する。
- ・情報共有を行った後は、速やかに事実関係を明らかにするとともに、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す構えで指導に当たる。

○保護者との連携

- ・いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを深く受け止め、保護者の理解や協力を十分に得て、児童生徒の今後に向けて前向きな協力関係を築く。
- ・いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、いじめた側の児童生徒にいじめが許されないことを自覚させ、いじめられた側への謝罪の指導を親身になって行う。

○関係機関等との連携

- ・必要に応じて市教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会等との連携を図る。

※いじめが解消している状態について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 資料の保管

アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が在籍期間中までとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

IV 重大事態への対処

いじめの重大事態については、国の基本方針、岐阜県の基本方針、市の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

1 市又は学校による調査

(1) 重大事態の意味について

法第28条第1項各号の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるときは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、以下のようなケースが想定される。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○児童生徒が自殺を企図した場合 | ○身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合 |

また、児童生徒がいじめを受けたことにより一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に家庭訪問等で状況を把握するなど調査に着手することが必要である。

(2) 重大事態の報告

学校が、重大事態であると判断した場合は、学校は市教育委員会へ報告する。市教育委員会は市長へ報告する。報告の内容については、学校自身にとって不都合なことがあったとしても事実にしかりと向き合い、知り得た事実について正しく報告する。

(3) 重大事態の調査

法第28条第1項の「事実関係を明確にするための調査」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することが必要である。

①調査主体について

調査は、学校が主体となっていく場合と、市教育委員会が主体となっていく場合が考えられる。

学校は、本来、児童生徒や家庭の状況や心情等を最もよく理解し、いじめの解消に向けて効果的に対応することができる立場にあることを踏まえれば、学校が調査主体として、外部の専門家の調査組織への参画等により公平性や中立性を担保しつつ、適切に調査を実施することが望ましいと考えられる。しかし、重大事態になった経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施する。

②調査を行うための組織について

市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、調査組織により当該重大事態に係る調査を「山県市いじめ問題対策委員会」にて行う。

(4) 調査結果の提供及び報告

①情報を提供する際の留意事項について

市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら、適切に提供する。

②調査結果の報告

調査結果については、市教育委員会を通じて市長に報告する。上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 「山県市いじめによる重大事態再調査委員会」による再調査

市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。再調査についても、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

V その他いじめの防止等のための対策に関する事項

山県市の基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、山県市の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。